

# 男女共同参画会議・監視専門調査会

## 女子差別撤廃委員会の見解への対応に関する意見について

### 1. 監視専門調査会の位置付け、設置経緯等

- 男女共同参画会議の下に設置されている専門調査会の一つ
- 第3次男女共同参画基本計画の実効性を確保する観点から、平成23年2月、監視・影響調査専門委員会を改組し、監視専門の調査会として発足
- 主な任務は、①基本計画に掲げられた施策の進捗状況の監視、②女子差別撤廃委員会の最終見解で指摘された事項について取組の監視

### 2. これまでの審議状況

- 平成25年4月26日の男女共同参画会議において、「女子差別撤廃委員会の見解への対応に係る取組状況の監視を行い、同委員会に対する次期定期報告を準備する際に留意すべき事項を含む意見の取りまとめを行う」旨の決定。これを受けて、同委員会の見解への対応に係る取組状況を監視。11月8日の第24回会合において意見取りまとめ。
- この過程においては、女性に対する暴力に関する専門調査会と合同で会合を開催し、同専門調査会の専門的知見も意見に取り込み。

### 3. 意見のポイント

- 女子差別撤廃委員会の最終見解への対応に係る取組状況に関する意見（政府の取組を求める事項）
  - ・ 第3次男女共同参画基本計画に掲げられた具体的施策の一層の推進及び最終見解への女子差別撤廃条約締約国としての誠実な対応
  - ・ 婚姻適齢の男女統一、選択的夫婦別氏制度の導入等に係る民法等改正への努力
  - ・ 「2020年30%の目標」に向けた計画的な取組、ポジティブ・アクションに取り組む企業を後押しする施策の推進
  - ・ 男性の育児休業取得の促進策の検討、「イクメン」の普及
  - ・ 女性に対する暴力の被害者支援の一層の推進 等
- 次期定期報告を準備する際に留意すべき事項
  - ・ 実施している施策の説明にとどまらず、最終見解の中の実施困難な事項についても、その理由及び今後の見通し等を報告に記載すること
  - ・ NGO等との建設的な対話を進めつつ、報告を作成すること
  - ・ 女子差別撤廃条約選択議定書の批准に関する検討状況等を盛り込むこと 等